

水密区画の試験方法に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

水密区画の試験方法に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) S14 では、水密区画の試験方法が規定されている。同 UR は、主管庁が SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則の適用免除又は代替を認めた場合に適用できることとなっている。

ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 (CSR BC&OT) においても、タンク強度及び水密性の試験として、同 UR に基づいた各船級が定める要件に従うよう規定されているが、IMO による CSR BC&OT の GBS 適合検証において、CSR BC&OT が、SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に完全に適合しているとは言えない UR S14 に基づく試験を要求していることについて指摘を受けていた。

そのため、IACS は、SOLAS 条約に完全に適合するよう UR S14 を改正することとした。ただし、主管庁の合意を得た場合にあっては、従来通りの要件を適用できることとし、SOLAS 条約に完全に適合する規定を A 部、主管庁の承認を条件とした従来通りの規定を B 部に規定した。併せて、空気圧試験及び非破壊検査に関する規定等を改め、2016 年 9 月に UR S14 (Rev.6) として採択した。

そのため、UR S14(Rev.6)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 11 規則に完全に適合する要件及び船主の合意のもと主管庁が承認した場合の要件を、それぞれ 1 章及び 2 章に規定した。
- (2) 空気圧試験において、U 字管に代えて 2 個の圧力計を使用する場合に考慮すべき事項として IACS 勧告 No.140 を参照するよう改めた。
- (3) 構造試験を省略する条件の一部であった強化された非破壊検査について明確化した。
- (4) 主機下の二重底タンクの隔壁にあっては、損傷時復原性の規定を満足するための隔壁である場合には構造試験が必要である旨改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B2.1.5, 附属書 B2.1.5-1.